

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 森林田園整備課
委託業務番号	令和5年度 森田委第12号
委託業務名称	ため池耐震診断調査業務委託その4
委託業務場所	長浜市鳥羽上町
業務の概要	委託池:水打溜、宮の前溜 委託内容:ため池耐震診断調査 1式
契約期間	令和5年6月20日 から 令和5年12月15日 まで
契約年月日	令和5年6月19日
契約金額	11,550,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 東近江市林町601番地 [商号又は名称] 滋賀県土地改良事業団体連合会
契約相手方の選定理由	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法で、都道府県は、防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めることとされ、土地改良事業団体に必要な協力を求めることができるとされた。 土地改良事業団体連合会は、土地改良事業を行う者同士の共同利益を目的とし、組合員(公共団体等)が行う土地改良事業の技術指導、援助を行う団体であることから、当該団体を選定する。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをとするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>